

総合支援資金の特例貸付を利用できない方へ

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

1 支給対象者

①総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/ 8月までに借り終わる世帯

②総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯

▶①②いずれかに該当した上で、**④～⑥**を全て満たしていること

④ 世帯の主な生計維持者であること

⑤ 申請月の世帯収入が、下記の基準額以下であること

世帯人数	収入基準額	世帯人数	収入基準額
1人世帯	123,000円	5人世帯	306,000円
2人世帯	177,000円	6人世帯	352,000円
3人世帯	223,000円	7人世帯	395,000円
4人世帯	265,000円	8人世帯	431,000円

⑥ 資産が、下記の基準額以下であること

世帯人数	資産の基準額
1人世帯	504,000円
2人世帯	780,000円
3人世帯以上	1,000,000円

⑦ 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難であり、この支給終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

▶問合せ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

2 支給額・支給期間

▶支給額（月額）

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

▶支給期間：最大3か月間

3 申請のための手続き

申請期限は令和3年8月31日（火）まで

- ▶門真市への申請が必要です（申請窓口は予約優先）
- ▶申請窓口で申請キットを配付（市ホームページでも取得可）
- ▶支給期間中は、毎月、求職活動の報告が必要です
求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります

申請者

(1) 申請書類の提出（郵送可）

(2) 指定口座へ振込み

門真市

**申請窓口
お問合せ**

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金窓口
〒571-8585 門真市中町1番1号
門真市役所 別館3階 第2会議室
コールセンター 06-6902-6089
[受付時間 平日 9:00~17:00]

